

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 時価の定義及びガイダンスに関する設例の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料では、時価の定義及びガイダンスに関する設例について検討を行っている。

なお、第 130 回金融商品専門委員会（2018 年 7 月 3 日開催）及び第 388 回企業会計基準委員会（2018 年 7 月 6 日開催）において、新基準における設例の方向性を審議しており、これらの審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

IFRS 第 13 号を踏まえた設例

2. IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）には、金融商品以外の項目及び開示項目に関する設例を除き、設例が 7 個（コモディティ含む）設けられている（【図表 1】参照）。これらの内容について、「II. 各設例の検討」において新基準に含めることが適切であるか否かについて検討しており、文言を見直した記載にて各設例を示している（対応する IFRS 第 13 号の設例の日本語訳は別紙に記載している。）。

【図表 1】IFRS 第 13 号の設例

今回の 検討対象	IFRS 第 13 号の設例
	最有効使用及び評価前提
×	設例 1—資産グループ
×	設例 2—土地
×	設例 3—研究開発プロジェクト
	複数の評価技法の使用
×	設例 4—保有され使用される機械
×	設例 5—ソフトウェア資産
	主要な（又は最も有利な）市場
○	設例 6—レベル 1 の主要な（又は最も有利な）市場
	当初認識時の取引価格と公正価値
○	設例 7—当初認識時の金利スワップ
	制限された資産

今回の 検討対象	IFRS 第 13 号の設例
○	設例 8—資本性金融商品の売却に関する制限
×	設例 9—資産の使用に関する制限
	負債の測定
○	設例 10—仕組債
×	設例 11—資産除去債務
○	設例 12—社債債務：相場価格
○	設例 13—社債債務：現在価値技法
	資産及び負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値の測定
○	設例 14—資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の市場利回りの見積り
	公正価値の開示
×	設例 15—公正価値で測定される資産
×	設例 16—公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される公正価値測定の調整表
×	設例 17—評価技法及びインプット
×	設例 18—評価プロセス
×	設例 19—重要な観察可能でないインプットの変化への感応度に関する情報
○の設例：7 個	

3. また、第 129 回金融商品専門委員会（2018 年 6 月 20 日開催）及び第 387 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 21 日開催）の審議資料において、IFRS 第 13 号の適用指針に示される現在価値技法のうち特定の評価技法における数値例（割引率調整法については IFRS 第 13 号 B18 項から B22 項、期待現在価値法については IFRS 第 13 号 B23 項から B30 項）について、設例に含めるかどうか検討することとしていた。

この点、当該数値例がないと割引率調整法や期待現在価値法についての理解が困難となること及び IFRS 第 13 号の設例（【図表 1】参照）においては評価技法自体を説明する設例がなく、また第 130 回金融商品専門委員会でも当該数値例を新基準に含めるべきであるとの意見が聞かれていることから、当該数値例を新基準の設例に含めることが考えられ、当該設例の文案を「Ⅱ. 各設例の検討」の最後に記載している。

なお、IFRS 第 13 号の適用指針（B35 項及び B36 項）に示されているレベル 2 のインプット及びレベル 3 のインプットについては、適用指針案の結論の背景に取り込んでいる。

その他の設例

4. IFRS 第 13 号の設例のほか、日本基準において我が国に特有な取引等に関する設例を作成することも考えられる。我が国に特有な取引等に関する設例を作成するか否かについては、新基準の範囲が主に金融商品であることを踏まえると、金融商品自体は国際的に取引されている金融商品と異なるものではなく、その時価の算定についての設例を作成する必要性は高くないと考えられる。現時点では、日本基準独自の設例を作成する必要性は乏しいと考えているが、今後、必要性に応じて検討することが考えられる¹。
5. また、第 130 回金融商品専門委員会において、貸付金の時価算定について、信用スプレッドの設定方法等に関する設例が有用であるとの意見が聞かれている。貸付金の時価算定については、貸付金の契約条件（担保に関するものも含む。）の個別性が高く、また信用リスクの反映方法についてもさまざまな方法があると考えられ、IFRS 第 13 号における現在価値技法の数値例より複雑な前提を置いた評価技法を新基準の設例として示すことは困難であると考えられる。また、現行の実務においても貸付金の時価の算定が行われていることも踏まえ、設例を追加しないことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

現時点において、追加すべきと考えられる設例等について、ご意見があれば頂きたい。

II. 各設例の検討

主要な（又は最も有利な）市場：設例 6

6. 主要な（又は最も有利な）市場における価格の検討については、設例 6 において、コモディティ等について、主要な市場又は最も有利な市場における価格と取引コスト又は輸送コストとの関係が説明されている。
7. 新基準の範囲として、仮にトレーディング目的で保有する棚卸資産を含める場合には、現行の日本基準においてトレーディング目的で保有する棚卸資産の輸送コストについて特段の定めがないため、コモディティの輸送コストを示す設例 6 を新基準

¹ なお、第 127 回金融商品専門委員会（2018 年 5 月 15 日開催）において、我が国において IFRS 任意適用企業が増加している状況を考慮すると、例示等を示すことにより現行の実務に影響を及ぼす結果となる可能性があり、企業における適用上の論点を惹起することのないように、例示等について検討すべきであるとの意見も聞かれている。

に含めることは、関係者の理解の助けになると考えられる。

ただし、仮にトレーディング目的で保有する棚卸資産を新基準の範囲に含めない場合には、設例 6 は輸送コストの存在を前提として主要な市場又は最も有利な市場を説明しているものであり、当該設例は新基準の設例に含めないことが考えられる。

8. なお、以下の文案では、コモディティが対象であることを明示している。

設例 6—レベル 1 の主要な（又は最も有利な）市場

[設例 XX] レベル1の時価に対する主要な市場又は最も有利な市場

1. 前提条件

- (1) A 社は、貸借対照表において時価評価される現物商品（コモディティ）について、2つの活発な市場（市場 A 及び市場 B）において異なる価格で売却しており、決算日において、当該商品の各市場における価格を入手できる。
- (2) 市場 A での売却により受け取る価格は26千円、取引に係る付随費用は3千円、市場への輸送費用は2千円（すなわち、受け取る純額は21千円）である。
- (3) 市場 B での売却により受け取る価格は25千円、取引に係る付随費用は1千円、市場への輸送費用は2千円（すなわち、受け取る純額は22千円）である。

2. 時価の算定

(1) 市場 A が主要な市場であると判断した場合

市場 A が当該商品の主要な市場である（すなわち、取引の数量及び頻度が最も大きい市場である）と判断した場合には、当該商品の時価を当該市場での売却により受け取る価格とする。この場合、取引に係る付随費用は調整しないが、当該商品の所在地がその特性であると判断し、輸送費用を調整した24千円（＝26千円－2千円）を当該商品の時価とする。

(2) いずれの市場も主要な市場ではない場合

いずれの市場も当該商品の主要な市場ではない場合には、当該商品の時価は、最も有利な市場の時価とする。

最も有利な市場とは、資産の売却による受取額（付随費用及び輸送費用調整後）が最大となる市場であり、当該商品から受け取る純額は、市場 B（22千円）の方が市場 A（21千円）よりも大きいため、最も有利な市場は市場 B であると判断した。そのため、市場 B での売却により受け取る価格に輸送費用を調整した23千円（＝25千円－2千円）を当該商品の時価とする。

当初認識時の取引価格と公正価値：設例 7

9. 当初認識時の取引価格と公正価値の関係については、設例 7 において、デリバティブについて、当初認識時の取引価格と公正価値が同一となる場合と異なる場合につ

いて示されている。

10. 当初認識時の取引価格と公正価値が同一となるかどうかの判断にあたっては、主要な市場が企業によって異なり得ることについて示されており、またデリバティブについて一般的に想定される状況を探り上げているため、設例7を新基準に含めることが考えられる。
11. なお、以下の文案では、当初認識時の取引価格と公正価値の差額の処理については、現行の日本基準とIFRSでは異なるため、言及しないこととしている。

設例7ー当初認識時の金利スワップ

[設例 XX] 金利スワップの当初認識時の時価

1. 前提条件

- (1) A社（非金融機関）は、金融機関が非金融機関の企業を取引相手先とする市場（リテール市場）において、B社（金融機関）と契約時の対価の受払いなし（すなわち、取引価格ゼロ）で金利スワップを締結する。
- (2) A社が金利スワップについて利用できる市場はリテール市場のみである。一方、B社は金利スワップについてリテール市場だけでなく、他の金融機関を取引相手先とする市場（ディーラー市場）も利用できる。

2. A社にとっての当初認識時の時価

- (1) A社にとっては、金利スワップを締結したリテール市場が当該金利スワップの主要な市場となる。
- (2) 仮にA社が金利スワップに基づく権利及び義務を移転する場合には、当該リテール市場で、金融機関を取引相手先として当該移転が行われることとなる。A社にとっての当初認識時の時価は、A社がリテール市場で金融機関を取引相手先として当該金利スワップの移転により受け取るか又は支払う価格（出口価格）であり、本設例の場合は取引価格のゼロである。

3. B社にとっての当初認識時の時価

- (1) B社は、B社にとっては、ディーラー市場が当該金利スワップの主要な市場となると判断した。
- (2) 仮にB社が金利スワップに基づく権利及び義務を移転する場合には、当該ディーラー市場で、金融機関を取引相手先として当該移転が行われることとなる。B社にとっての当初認識時の時価は、B社がディーラー市場で金融機関を取引相手先として当該金利スワップの移転により受け取るか又は支払う価格（出口価格）である。そのため、当該金利スワップの取引価格はゼロであるが、これは必ずしもB社にとっての当初認識時の時価を表しているとは限らず、当初認識時の時価は取引価格と異なる可能性がある。

制限された資産：設例8

12. 制限された資産に対する公正価値測定については、設例8において、資本性金融商品の売却制限に係る公正価値の調整について示されている。

13. 資本性金融商品についてその売却制限を公正価値に反映する場合に考慮する要因を示しているものであり、抽象的な記載ではあるものの、第127回金融商品専門委員会（2018年5月15日開催）において、資本性金融商品の売却制限等を資産の特性として加味することが実務上の論点となることがあるため、資産の特性に関する記述を適用指針案に含める必要があるとの意見が聞かれており、設例8を新基準に含めることが考えられる。

設例8—資本性金融商品の売却に関する制限

[設例 XX] 株式の売却に関する制約

1. 前提条件

- (1) A社は、売却が特定の期間にわたって法的に制約される株式を保有している（例えば、当該制約により、売却先が限定される場合がある。）。
- (2) 当該制約は当該株式の特性であるため、売却先の市場参加者に引き継がれるものである。

2. 当該制約の時価への反映

- (1) 当該株式の時価は、売却に関する制約がない同一の株式（市場で取引される同じ発行者の株式）の相場価格に、当該制約の影響を反映するように調整して算定される。
- (2) 当該制約の影響に対する調整は、特定の期間にわたって市場を利用できないことに係るリスクの対価として市場参加者が要求する金額を反映するものであり、その際には、次の要因を考慮する。
- ① 制約の性質及びその期間
 - ② 買手が受ける制約の程度（例えば、売却先の数）
 - ③ 金融商品及びその発行者の双方に固有の定性的及び定量的要因

負債の測定：設例10、12、13

（前回の専門委員会における事務局の提案）

14. 金融負債の公正価値測定については、設例10、12、13において考慮すべき要因又は計算方法が示されている。これらはすべて金融負債について公正価値オプションが適用されていることを前提とした設例である。

設例10 仕組債

設例12 社債債務：相場価格

設例13 社債債務：現在価値技法

15. 金融負債の公正価値測定については、IFRS第13号においても一般的な原則のほか、に別途ガイダンスが設けられており、金融資産とは異なる要素を加味する必要があ

ることから、複数のパターンについて金融負債の公正価値測定の方法等について示すことは、関係者の理解の助けになると考えられる。

16. したがって、設例 10、12、13 のすべてを新基準の設例に含めることが考えられるがどうか。ただし、現行の日本基準にはない公正価値オプションの適用に係る記載は示さないことが考えられる。

(前回の専門委員会で聞かれた主な意見及びその対応)

17. 第 130 回金融商品専門委員会において、負債の測定に関する設例（IFRS 第 13 号設例 10：当該設例の抜粋は別紙参照）については、IFRS 第 13 号では公正価値オプションの適用を前提としているが、対象となる仕組債の条件を考慮すると、日本基準において組込デリバティブを区分処理すると判断される場合には、当該設例の記載が適切なものとならないと考えられるため、前提条件を検討したうえで、当該設例を新基準に含めるか否かを検討すべきであるとの意見が聞かれた。
18. この点、日本基準の下では、組込デリバティブを区分処理すべきかどうかは企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増価させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」第 3 項に定められる要件に従って判断することになるが、IFRS 第 13 号設例 10 の仕組債は、元本金額が株価指数に連動するものであり、日本基準において区分処理が求められる可能性があると考えられる。一方で、IFRS 第 9 号「金融商品」においては、組込デリバティブを含む金融負債全体について公正価値オプションを選択することができ、IFRS 第 13 号の設例 10 でも当該オプションが選択されている。

そのため、日本基準の下では、前提となる時価評価の対象が IFRS 第 13 号の設例と異なる可能性があり、また設例 10 の内容（信用リスクの変化を時価の算定に織り込むこと）については、設例 13 等に含まれていると考えられることから、設例 10 を新基準に含めないことが考えられる。

19. したがって、設例 12 と設例 13 を新基準の設例に含めることが考えられるがどうか。なお、以下の設例 12 及び設例 13 の文案では、公正価値オプションの適用に係る記載は示していない。

設例 12—社債債務：相場価格

[設例 XX] 発行社債の時価の算定における相場価格の使用

1. 前提条件

- (1) B 社は、X1年1月1日に10年物の固定金利債券（額面2,000百万円、金利10%）を発行し、当該債券は市場で取引されている。

- (2) X1年12月31日時点で、当該債券は活発な市場において、額面100円当たり92.9円で取引されている。
- (3) B社は、当該発行社債（負債）の時価を算定するためのインプットとして、活発な市場における当該資産の相場価格を使用する。

2. 当該発行社債（負債）の時価の算定

- (1) B社は、当該資産の相場価格が、負債の時価算定に適用されない要因の影響を含んでいるかどうか（例えば、当該資産の相場価格が第三者の信用補完の影響を反映しているかどうか）を判断し、当該判断の結果、時価の算定において当該資産の相場価格を調整する必要はないと判断した。
- (2) 当該発行社債（負債）のX1年12月31日時点の時価は1,858百万円（ $=2,000\text{百万円} \times (92.9\% \div 100\%)$ ）であり、B社は当該時価をレベル1の時価に区分する。

設例 13—社債債務：現在価値技法

[設例 XX] 発行社債の時価の算定における現在価値技法の使用

1. 前提条件

- (1) C社は、X1年1月1日に5年物の固定金利債券（額面2,000百万円、金利10%）を私募により額面で発行する。
- (2) X1年12月31日時点で、C社の格付けは債券発行時から変わっておらず、また、入手できる金利、C社の格付けに対する信用スプレッド及び流動性等の市場の状況は、債券発行時から変わっていない。ただし、C社自身の信用スプレッドは、0.5%上昇した。
- (3) C社は、市場の状況をすべて考慮し、仮にX1年12月31日時点で債券を発行した場合には、当該債券の金利が10.5%となるか、又はC社が当該債券の発行によって受け取る金額が額面よりも少なくなると判断した。
- (4) 本設例では、C社が現在価値技法を用いて発行社債（負債）の時価を算定するものとする。

2. 当該負債の時価の算定

- (1) C社は、市場参加者がC社の債務を引き受けるために要求する価格を見積る際に、次のインプットのすべてを使用すると判断した。
- ① 次を含む当該債券の条件
- ア 金利（10%）
- イ 元本金額（2,000百万円）
- ウ 満期までの期間（4年）
- ② 10.5%の市場金利（債券発行日からの不履行リスクの変化を反映している。）
- (2) C社は、現在価値技法を用いて、X1年12月31日現在の発行社債（負債）の時価を1,968百万円（*1）と算定した。
- (3) C社は、市場参加者が当該負債を引き受けることへの報酬として要求する利益又はリスク並びに当該負債の移転を妨げる制約の存在については、現在価値技法に調整を加えない。

(*) 毎期末の支払利息 $2,000$ 百万円 $\times 10\% = 200$ 百万円

$$1,968 \text{ 百万円} = 200 \text{ 百万円} / (1+0.105) + 200 \text{ 百万円} / (1+0.105)^2 + 200 \text{ 百万円} / (1+0.105)^3 + (2,000 \text{ 百万円} + 200 \text{ 百万円}) / (1+0.105)^4$$

資産及び負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値の測定：設例 14

20. 資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値測定については、設例 14 において、住宅ローン担保証券（RMBS）の取引量が著しく低下しているかどうかの判断及びリスクに関する調整を行う際の考慮要因等について示されている。
21. 資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値測定のガイダンスについては、IFRS 第 13 号及び米国会計基準（Topic 820）において、金融危機対応として定められたものであり、設例 14 は当該ガイダンスの当てはめを示す設例であるため、IFRS 第 13 号においても重要な設例であると考えられるため、設例 14 を新基準に含めることが考えられる。

設例 14—資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の市場利回りの見積り

[設例 XX] 資産の取引の数量又は頻度が著しく低下した場合の市場利回りの見積り

1. 前提条件

- (1) X8年1月1日に住宅ローン担保証券（RMBS）が、住宅ローンを裏付け資産として、信用リスク度合いに応じて7つの階層（トランシェ）に分けて発行された。A社は、当該RMBSの7つの階層のうち返済順位が第3位の階層であるトリプルA格の証券（X証券）を、当該RMBS発行時に取得した。
- (2) RMBSの裏付けとなる原資産は、X6年後半に発行された無保証の担保として不適格な住宅ローンである。
- (3) X9年3月31日（決算日）時点でのX証券の格付けはシングルA格である。
- (4) X証券は、以前はブローカー市場で取引されていたが、当該市場での取引量は非常に少なく、X8年1月1日からX8年6月30日までの間の取引は数回であり、X8年7月1日からX9年3月31日までの間はほとんど取引がなかった。
- (5) A社は、X証券について、決算日前の長期間にわたり取引がほとんどなかったこと等から、X証券の取引の数量又は頻度が、通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した。
- (6) A社は、マーケット・アプローチを用いる評価技法の裏付けとなる取引がほとんどなかったため、インカム・アプローチとしての割引率調整法に基づき、契約上のキャッシュ・フローを用いて、X証券の時価を算定すると判断した。
- (7) A社は、時価を算定するために契約上のキャッシュ・フローを割引く割引率の見積りにあたって、利

用できる市場データとA社が取得したX証券との間の差異についてのリスクに関する調整を行うために必要な入手できるすべての情報を考慮したものとする。

2. 市場利回りの見積り

A社は、契約上のキャッシュ・フローを割引く割引率について、次のとおり見積った。

(1) 市場参加者が用いる市場利回りの見積り

A社は、市場参加者がX証券の価格付けをする際に用いる市場利回りを、次の要因を加味して12% (= 3%+2.5%+7%-0.5%) と見積った。

① 信用リスクフリーレート

決算日 (X9年3月31日) 時点の関連する信用リスクフリーレートについて、3%と見積った。

② X証券の信用スプレッド

X証券の発行時 (X8年1月1日) の信用リスクフリーレートに対する信用スプレッドを2.5%と見積った。

③ 信用スプレッドの変化

X証券の発行時 (X8年1月1日) から決算日 (X9年3月31日) までの期間の信用リスクフリーレートに対する信用スプレッドの変化を7%の上昇と見積った。当該見積りは当該期間において入手できる最も比較可能性がある指数の変化に基づいている。

④ 比較可能なRMBS又は指数との比較におけるX証券の特徴

③で参照した指標は、A社が保有するRMBSの裏付けとなる原資産である住宅ローンより信用リスクの高いサブプライム住宅ローンで構成されているため、当該指標は現在の市場の状況下におけるX証券の流動性リスクを反映していないと判断し、③で参照した指数とX証券との差異を調整するために0.5%を減算することとした。

A社は、③で参照した指数とX証券との差異に関する影響である0.5%の減算を、次のとおり見積った。

ア 住宅ローンの構成の違いについての3.5%の減算

対象となるRMBSに係るX8年6月の直近取引から算出した利回りと、同日における③で参照した指数から算出した利回りととの比較により見積った。なお、X8年6月以降に対象となるRMBSと③で参照した指数との関係が変化したことを示す情報はなかった。

イ 流動性リスクについての3%の加算

当該③で参照した指数には含まれない、対象となるRMBSに固有の追加的な流動性リスクを見積った。この見積りは、一定の類似した証券に係る直近の現金取引に内在する流動性リスク・プレミアムを考慮に入れて行われた。

(2) 第三者から入手した情報の考慮

市場利回りの追加的な指標として考慮した、信頼性のあるブローカーが提供しているX証券の2つの直近の参考価格 (すなわち、拘束力のない価格) からは15%から17%の利回りが判明した。ただし、A社は、当該価格の算定に用いられた評価技法又はインプットを評価できないものの、当該価格が取引の結果を反映しているものではないことは確認できた。

(3) A社の判断

- ① A社は、市場参加者が時価の算定において考慮する市場利回りについて複数の指標があることから、各指標の結果が示す合理的な範囲を評価してウェイト付けすることとした。
- ② A社は、次の理由により、市場参加者が用いる市場利回りの見積り(2.(1)参照)を重視することとした。
- ア A社は、A社自身の見積り(2.(1)参照)が、市場参加者が現在の市場の状況下での秩序ある取引において、資産の価格付けを行う際に用いるリスクを適切に織り込んだと判断した。
- イ ブローカーが提供している参考価格(2.(2)参照)は拘束力がなく、取引の結果を反映していない。また、A社は、当該価格の設定に用いられた評価技法又はインプットを評価できなかった。
- ③ 以上より、A社は、市場参加者が用いる市場利回りの見積り(12%)に、第三者から入手した情報における市場利回り(15%から17%)を考慮した結果、13%が現在の市場の状況において最も時価を適切に表すための市場利回りであると判断した。

現在価値技法(割引率調整法及び期待現在価値法)の設例

22. 本資料第3項に記載のとおり、割引率調整法や期待現在価値法についての数値例について、新基準の設例に含めることが考えられ、以下において文案を示している。
23. なお、以下の文案では、IFRS第13号B18項からB30項のうち、数値例を用いて現在価値技法が説明されている箇所を新基準の設例に含めることとしていたが、数値例を設例に含めるにあたって、数値例に直接関係しない割引率調整法の定性的な説明であるB18項、B19項及びB22項、並びに期待現在価値法の定性的な説明であるB23項からB26項及びB30項の内容は、下記の設例に含めていない。これらの内容のうち必要と考えられるものについては、適用指針案の結論の背景に追加する。

設例一割引率調整法(IFRS第13号B18項からB22項)

[設例 XX] 割引率調整法の使用

1. 前提条件

- (1) 資産Aは、1年後に800百万円を受け取る契約上の権利である。
- (2) 資産Aと比較可能な資産について確立された市場があり、次の情報が利用できる。なお、資産A、資産B及び資産Cの3つの資産は、すべて支払リスクに関して同等であるものとする。
- ① 資産Bは1年後に1,200百万円を受け取る契約上の権利であり、市場における価格は1,083百万円である。したがって、算出される利回りは10.8% $(= (1,200 \text{百万円} \div 1,083 \text{百万円}) - 1)$ である。
- ② 資産Cは2年後に700百万円を受け取る契約上の権利であり、市場における価格は566百万円である。

したがって、算出される利回りは11.2% ($= (700\text{百万} \div 566\text{百万})^{1/2} - 1$) である。

- (3) 資産Aの時価の算定にあたって、割引率調整法を用いてリスクを調整する。

2. 資産Aの時価の算定

- (1) 資産Aについての支払時期と、資産B及び資産Cについての支払時期との比較により、資産Cより資産Bの方が資産Aとの比較可能性が高いと判断した。資産Aについて受け取る契約上の金額(800百万円)と、資産Bについて算出した利回り(10.8%)を用いると、資産Aの時価は722百万円 ($= 800\text{百万円} \div 1.108$) となる。
- (2) 仮に資産Bについて利用できる情報がない場合には、資産Cの2年の利回り(11.2%)から信用リスクのないイールド・カーブを用いて1年の利回りを算出する。この場合、1年物の資産と2年物の資産のリスク・プレミアムが同じかどうかを判断するために、追加の情報及び分析が必要となる可能性があり、リスク・プレミアムが異なる場合には、資産Cの2年の利回りをリスク・プレミアムが異なることの影響について調整しなければならない。

設例一期待現在価値法 (IFRS 第13号 B23項から B30項)

[設例 XX] 期待現在価値法の使用

1. 前提条件

- (1) 資産Aの1年後の期待キャッシュ・フローは、次のとおりである。

生じ得るキャッシュ・フロー	確率	確率加重キャッシュ・フロー
500百万円	15%	75百万円
800百万円	60%	480百万円
900百万円	25%	225百万円
期待キャッシュ・フロー		780百万円

- (2) 期間1年の信用リスクフリーレートは5%とする。
- (3) 資産Aと同じリスク・プロファイルを有する資産に対して、市場参加者が要求するリスク・プレミアムは3%である。

2. 資産の現在価値(時価)の算定

- (1) 期待現在価値法(確実性等価法)の使用

- ① 確実性等価法では、期待キャッシュ・フローについて、資産Aと同じリスク・プロファイルを有する資産に対して市場参加者が要求するリスクを反映するように調整する。
- ② 資産Aと同じリスク・プロファイルを有する資産に対して市場参加者が要求するリスク・プレミアムが3%であるため、キャッシュ・フローに係るリスクの調整額は22百万円 ($= 780\text{百万円} - (780\text{百万円} \times (1.05 \div 1.08))$) となる。
- ③ リスク調整後のキャッシュ・フローである758百万円 ($= 780\text{百万円} - 22\text{百万円}$) を、信用リスクフリーレートの5%で割り引いた722百万円が資産Aの時価である。

(2) 期待現在価値法（リスク調整法）の使用

- ① リスク調整法では、資産Aと同じリスク・プロファイルを有する資産に対して市場参加者が要求するリスクは、期待キャッシュ・フローに反映しない。
- ② 割引率は、資産Aと同じリスク・プロファイルを有する資産に対して市場参加者が要求するリスクを反映したものをを用いるため、本設例で用いられる割引率は8%（信用リスクフリーレート5%+資産Aと同じリスク・プロファイルを有する資産に対して市場参加者が要求するリスク・プレミアム3%）となる。
- ③ リスク調整前の期待キャッシュ・フローである780百万円を、リスク調整後の割引率5%で割り引いた722百万円が資産Aの時価である。

ディスカッション・ポイント

設例に関する事務局の分析及び設例の文案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

別紙 IFRS 第 13 号の設例の抜粋

設例 6—レベル 1 の主要な（又は最も有利な）市場

- IE19 ある資産が、2つの別々の活発な市場において異なる価格で売却される。ある企業は、両方の市場で取引を行っており、測定日において当該資産に係るそれらの市場の価格にアクセスできる。市場Aでは、受け取るであろう価格はCU26、市場の取引コストはCU3、市場に当該資産を輸送するコストはCU2である（すなわち、受け取るであろう正味の金額はCU21）。市場Bでは、受け取るであろう価格はCU25、市場の取引コストはCU1、市場に資産を輸送するコストはCU2である（すなわち、市場Bで受け取るであろう正味の金額はCU22）。
- IE20 市場Aが当該資産の主要な市場（すなわち、当該資産に係る活動の量と水準が最大である市場）である場合には、当該資産の公正価値は、当該市場で受け取るであろう価格（輸送コスト考慮後）を用いて測定される（CU24）。
- IE21 どちらの市場も当該資産の主要な市場ではない場合には、当該資産の公正価値は、最も有利な市場の公正価値を用いて測定される。最も有利な市場とは、取引コスト及び輸送コストを考慮後の、資産を売却するために受け取るであろう金額（すなわち、それぞれの市場で受け取るであろう正味金額）が最大となる市場である。
- IE22 企業は当該資産について受け取るであろう正味金額を市場Bにおいて最大にする（CU22）であろうから、当該資産の公正価値は、輸送コスト（CU2）控除後の市場Bでの価格（CU25）を用いて測定され、公正価値測定はCU23となる。取引コストは、どの市場が最も有利な市場なのかを判断する際に考慮されるが、資産の公正価値を測定するために使用する価格は、取引コストについては調整しない（ただし、輸送コストについては調整する）。

設例 7—当初認識時の金利スワップ

- IE24 企業A（小口顧客である相手方）は、リテール市場で企業B（証券ディーラー）と当初の対価なし（すなわち、取引価格がゼロ）で金利スワップを行う。企業Aがアクセスできるのはリテール市場だけで、企業Bは、リテール市場（すなわち、小口顧客である相手方）とディーラー市場（すなわち、証券ディーラーである相手方）の両方にアクセスできる。
- IE25 企業Aの観点からは、企業Aが当初にスワップを実行したリテール市場が当該スワップの主要な市場である。仮に企業Aがスワップに基づく権利と義務を移転とした場合、そのリテール市場で、ディーラーである相手方とそれを行うことになるであろう。その場合、取引価格（ゼロ）は、企業Aにとっての当該スワップの当初認識時の公正価値、すなわち、企業Aがリテール市場でディーラーである相手方との取引で当該スワップを移転するために受け取るか又は支払うであろう価格（出口価格）を表す。この価格は、ディーラーである相手方から請求されるであろう増分（取引）コストについての調整はしない。
- IE26 企業Bの観点からは、ディーラー市場（リテール市場ではなく）が当該スワップの主要な市場である。仮に

企業Bがスワップに基づく権利及び義務を移転するとした場合、そのディーラー市場でディーラーとそれを行うことになるであろう。企業Bが当初にスワップを行った市場が当該スワップの主要な市場と異なるため、取引価格（ゼロ）は、企業Bにとっての当該スワップの当初認識時の公正価値を必ずしも表さない。公正価値が取引価格（ゼロ）と異なる場合には、企業Bは、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」又はIFRS 第9号「金融商品」を適用して、その差額を当初認識時に利得又は損失として認識するかどうかを決定する。

設例 8—資本性金融商品の売却に関する制限

IE28 ある企業が、売却が所定の期間にわたって法的に制限されている資本性金融商品（金融資産）を保有している（例えば、そうした制限により、売却が適格投資者向けに限定されている場合がある）。この制限は当該金融商品の特性であり、したがって市場参加者に移転される。この場合、当該金融商品の公正価値は、制限がないこと以外では同一の、公開市場で取引される同じ発行者の資本性金融商品の相場価格を、当該制限の影響を反映するように調整した金額に基づいて測定される。この調整は、当該金融商品に係る公開市場に所定の期間にわたりアクセスできないことに関するリスクの対価として市場参加者が要求するであろう金額を反映する。この調整は、次のすべての要因に応じて変わってくる。

- (a) 制限の性質及び持続期間
- (b) その制限により買手がどの程度制限されるのか（例えば、多数の適格投資者がいるかもしれない）
- (c) 金融商品と発行者の両方に固有の定性的及び定量的要因

設例 10—仕組債

IE34 20X7年1月1日に、企業A（信用格付けがAA格の投資銀行）は、企業Bに5年物の固定金利債券を発行する。企業Aが満期時に支払う契約上の元本金額は、株価指数に連動する。この契約と結合又はその他の形で関連した信用補完は発行されていない（すなわち、担保は設定されておらず、第三者の保証もない）。企業Aは、この債券を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。20X7年中の当該債券（すなわち、企業Aの債務）の公正価値は、期待現在価値技法を用いて測定される。公正価値の変動は、次のようになる。

- (a) 20X7年1月1日時点の公正価値。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年1月1日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッドを加算し、企業Aの固有の信用リスクについて（上方又は下方いずれかの）調整を行う（すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる）。したがって、企業Aの債務の当初認識時の公正価値は不履行リスクを考慮に入れる。これには、企業の信用リスクが含まれるが、おそらくは受取額に反映されている。
- (b) 20X7年3月31日時点の公正価値。20X7年3月中に、AA格社債の信用スプレッドが拡大したが、企業Aに固有の信用リスクには変化がない。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年3

月31日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割り引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッドを加算し、企業Aの固有の信用リスクについて（上方又は下方いずれかの）調整を行う（すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる）。企業Aに固有の信用リスクは、当初認識時から変化がない。したがって、企業Aの債務の公正価値は信用スプレッドの全般的な変化の結果として変動する。信用スプレッドの変動は、次のものに関する現在の市場参加者の仮定を反映する。それは、不履行リスクの全般的な変化、流動性リスクの変化、及びそれらのリスクの引受けの対価として要求される報酬に関する仮定である。

- (c) 20X7年6月30日時点の公正価値。20X7年6月30日現在、AA格社債の信用スプレッドには変化がなかった。しかし、他の定性的情報の裏付けのある仕組債発行に基づいて、企業Aは、自社の固有の信用力がAA格信用スプレッドの中で強まっていると判断する。期待現在価値技法に用いる期待キャッシュ・フローを、20X7年6月30日時点の国債のイールド・カーブを用いたリスクフリー金利を次のように調整した率で割り引く。その割引率は、不履行リスクがキャッシュ・フローにすでに反映されていない場合には、現在の市場の観察可能なAA格社債の国債に対するスプレッド（20X7年3月31日から変化していない）を加算し、企業Aの固有の信用リスクについて（上方又は下方いずれかの）調整を行う（すなわち、信用調整後のリスクフリー金利となる）。したがって、企業Aの債務の公正価値は、AA格社債スプレッドの中で自社固有の信用リスクが変化した結果として変動する。

設例 12—社債債務：相場価格

- IE40 20X1年1月1日に、企業Bは、額面CU2百万で、BBB格の取引所で取引される5年物の固定金利債券を表面金利10%で発行する。企業Bはこの金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。
- IE41 20X1年12月31日に、当該債券は活発な市場において額面CU1,000当たりCU929（経過利息支払後）で資産として取引されている。企業Bは、活発な市場における当該資産の相場価格を、その負債の公正価値測定への当初のインプットとして使用する（ $CU929 \times [CU2百万 \div CU1,000] = CU1,858,000$ ）。
- IE42 活発な市場における当該資産の相場価格が当該負債の公正価値を表すかどうかを決定する際に、企業Bは、当該資産の相場価格が、負債の公正価値測定に適用されない要因の影響を含んでいるかどうかを評価する。例えば、当該資産の相場価格が第三者の信用補完の影響を含んでいるかどうかである（その信用補完が発行者の観点では別個に会計処理されるものである場合）。企業Bは、当該資産の相場価格への調整は必要ないと判断する。したがって、企業Bは、その債券の20X1年1月1日現在の公正価値はCU1,858,000であると結論を下す。企業Bは、その債券の公正価値測定を公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分して開示する。

設例 13—社債債務：現在価値技法

- IE43 20X1年1月1日に、企業Cは、額面での私募で、CU2百万のBBB格の5年物固定金利債券を表面金利10%で発行

- する。企業Cはこの金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する。
- IE44 20X1年12月31日現在、企業Cの信用格付けは依然としてBBB格である。市場の状況は、利用可能な金利、BBB格に対する信用スプレッド及び流動性を含めて、当該債券の発行日から変わりが無い。しかし、企業Cの信用スプレッドは、不履行リスクの変化により50ベースポイント悪化した。市場の状況をすべて考慮した後に、企業Cは、仮に測定日の時点で債券を発行するとした場合には、その債券の金利が10.5%となるか又は企業Cが当該債券の発行により受け取る金額が額面よりも少なくなるであろうと判断する。
- IE45 この設例の目的上、企業Cの負債の公正価値は、現在価値技法を用いて計算される。市場参加者は、市場参加者が企業Cの債務を引き受けるために受け取るであろう価格を見積る際に、以下のインプットのすべてを使用する（本基準のB12項からB30項と整合的に）であろうと企業Cは判断する。
- (a) 当該債券の条件（次のものを含む）
- (i) 10%の表面金利
- (ii) CU2百万の元本金額
- (iii) 4年の期間
- (b) 10.5%の市場金利（発行日からの不履行リスクの50ベースポイントの変化を含んでいる）
- IE46 現在価値技法に基づいて、企業Cは、20X1年12月31日現在の負債の公正価値はCU1,968,641であると結論を下す。
- IE47 企業Cは、リスク又は市場参加者が当該負債の引受けへの報酬として要求するかもしれない利益に関して、現在価値への追加的なインプットを織り込まない。企業Cの債務は金融負債であるため、企業Cは、金利には、リスク又は市場参加者が当該負債の引受けへの報酬として要求するかもしれない利益が、すでに反映されていると判断する。さらに、企業Cは、当該負債の移転を妨げる制限の存在に関して、現在価値技法の調整を行わない。

設例 14—資産に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の市場利回りの見積り

- IE49 企業Aは、20X8年1月1日（証券発行日）に、住宅ローン担保証券（RMBS）のAAA格のジュニア・トランシェに投資した。このジュニア・トランシェは、全部で7つのトランシェのうち返済順位が上から第3位である。RMBSの裏付けとなる担保は、20X6年後半に発行された無保証の担保不適格住宅ローン債権である。
- IE50 20X9年3月31日（測定日）現在、このジュニア・トランシェは格付けがA格である。当該RMBSのこのトランシェは、以前はブローカー市場で取引されていた。しかし、その市場での取引量は稀で、20X8年1月1日から20X8年6月30日までの間に行われた取引は月数回しかなく、20X9年3月31日までの9か月間は、取引活動がほとんどなかった。
- IE51 企業Aは、本基準のB37項の要因を考慮に入れて、投資したRMBSのジュニア・トランシェに係る市場の量又は水準の著しい低下があったかどうかを判断する。それらの要因の重大性及び関連性を評価した後に、企業Aは、当該RMBSのジュニア・トランシェの活動の量及び水準が著しく低下していると判断する。企業Aは、測定日前の長期間にわたり取引活動がほとんどなかったことを、その判断の主な根拠とした。

- IE52 マーケット・アプローチを用いる評価技法の裏付けとなる取引活動がほとんどなかったため、企業Aは、本基準のB18項からB22項に示した割引率調整技法を使用したインカム・アプローチを用いて、当該RMBSの測定日現在の公正価値を測定すると決定する。企業Aは、当該RMBSからの契約上のキャッシュ・フローを使用する（本基準の第67項及び第68項も参照）。
- IE53 企業Aは、その後に、その契約上のキャッシュ・フローを割引く割引率（すなわち、市場利回り）を見積る。市場利回りは、以下の両方を用いて見積る。
- (a) リスクフリー金利
 - (b) 利用可能な市場データと、企業Aが投資したRMBSのジュニア・トランシェとの間の差異についての調整の見積り。当該調整は、予想される不履行リスク及びその他のリスク（例えば、債務不履行リスク、担保価値リスク、流動性リスク）に関する利用可能な市場データを反映する。それらは、市場参加者が、現在の市場の状況下で測定日に秩序ある取引において当該資産の価格付けを行う際に考慮するであろうリスクである。
- IE54 企業Aは、調整を見積る際に、次のような情報を考慮に入れた。
- (a) 当該RMBSのジュニア・トランシェの発行時点の信用スプレッド（当初の取引価格に内在するスプレッド）
 - (b) 信用スプレッドの変化（比較可能なRMBSについての発行日から測定日までの間に観察された取引に内在するもの、又は関連性のある指数に基づくもの）
 - (c) 比較可能なRMBS又は指数との比較における、当該RMBSのジュニア・トランシェの特徴。以下のすべてが含まれる。
 - (i) 裏付け資産の質、すなわち、裏付けとなる住宅ローン債権の履行状況に関する情報（不履行率及び担保権実行率、貸倒率及び期限前返済率など）
 - (ii) 保有しているRMBSトランシェの優先度又は劣後度
 - (iii) その他の関連性のある要因
 - (d) アナリスト及び格付機関が公表した関連性のあるレポート
 - (e) ブローカーや価格サービス業者などの第三者による相場価格
- IE55 企業Aは、市場参加者が当該ジュニア・トランシェの価格付けを行う際に用いるであろう市場利回りの1つの指標が12%（1,200ベースポイント）だと見積る。この市場利回りは、次のように見積られた。
- (a) まず、20X9年3月31日現在の関連するリスクフリー金利についての300ベースポイント
 - (b) 当該ジュニア・トランシェが20X8年1月に発行された時のリスクフリー金利に対する信用スプレッドについて、250ベースポイントを加算
 - (c) 20X8年1月1日から20X9年3月31日までの間の、当該ジュニア・トランシェのリスクフリー金利に対する信用スプレッドの変化の見積りについて、700ベースポイントを加算。この見積りは、この期間について入手できる最も比較可能性の高い指標の変化に基づいて作成された。
 - (d) 信用スプレッドの変化を見積るために用いた指数とジュニア・トランシェとの間の差異を調整するため、50ベースポイント（正味）を減算。参照した指数はサブプライム住宅ローンで構成されているのに対し、企業AのRMBSの方が信用プロファイルが良好な住宅ローンで構成されている（これに

より、市場参加者にとって魅力が高くなっている)。しかし、この指数は、現在の市場の状況下での当該ジュニア・トランシェの適切な流動性リスク・プレミアムを反映していない。したがって、50ベースポイントの調整は、次の調整の正味差異である。

(i) 第1の調整は350ベースポイントの減算であり、当該RMBSに係る20X8年6月の直近取引からのインプライド利回りと、同日における指標価格のインプライド利回りとの比較により見積られた。企業Aの証券と指標との関係が変化したことを示す利用可能な情報はなかった。

(ii) 第2の調整は300ベースポイントの加算であり、指標（合成ポジション）との比較における、企業の証券（直物ポジション）に固有の追加的な流動性リスクに関する企業Aの最善の見積りである。この見積りは、一定範囲の類似証券に係る直近の現金取引に内在する流動性リスク・プレミアムを考慮に入れて算出された。

IE56 市場利回りの追加的な指標として、企業Aは、2つの直近の参考相場（すなわち、拘束力のない相場）を考慮に入れる。これは、信頼できるブローカーが当該ジュニア・トランシェについて提供しており、15%から17%の利回りを示唆している。企業Aは、その相場の算定に用いられた評価技法又はインプットを評価できない。しかし企業Aは、その相場が取引の結果を反映していないことを確認できる。

IE57 企業Aは、市場参加者が公正価値を測定する際に考慮するであろう市場利回りについての複数の指標があるので、それぞれの利回りの指標を、その結果が示す範囲の合理性を考慮しながら、評価してウェイト付ける。

IE58 企業Aは、13%が、指標の範囲の中で現在の市場の状況下での公正価値を最もよく表す一点だと判断する。企業Aは、次の理由により、12%の指標（すなわち、市場利回りに関する自己の見積り）の方に高いウェイトを置いた。

(a) 企業Aは、自己の見積りが、市場参加者が現在の市場の状況下での秩序ある取引において資産の価格付けを行う際に用いるリスク（例えば、債務不履行リスク、担保価値リスク、流動性リスク）を適切に織り込んだと判断した。

(b) ブローカーの相場は拘束力がなく、取引の結果を反映しておらず、企業Aはその相場の設定に用いられた評価技法又はインプットを評価できなかった。

以上